

周南召南譜正義訳注

岡村, 繁

<https://doi.org/10.15017/2332662>

出版情報 : 文學研究. 80, pp.115-151, 1983-02-25. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :

周南召南譜正義訳注

岡村 繁

周南・召南譜

* 本訳注の底本：足利学校蔵『南宋刊十行本毛詩註疏』第一卷（昭和四八年、足利学校遺蹟図書館後援会影印）

周召者、禹貢雍州岐山之陽地名。

周・召なる者は、「禹貢」の雍州の岐山の陽の地名なり。

〔正義〕『尚書』禹貢の雍州の条に、「荆・岐は既に旅す」^{まづり}（荆山と岐山では既に旅祭をした）^①という。これは「岐山」が「雍州」に属していた証拠である。

『毛詩』大雅の「緜」という篇には、大王（古公亶父）が「周原」（岐山の麓）に遷都したと述べており、^②魯頌の「閟宮」には、「大王、岐の陽に居り」と言っている。^③これは「周」の地が「岐山の陽」^{みなみ}にあつた証拠である。

『孟子』公孫丑篇（下）には、「文王、百里を以てして王たり」といっている。^④だとすれば、周・召という地は、合わせて百里（約四〇キロメートル）四方の面積であつて、しかも、ひっくり返して「周」と総称したのであり、その所謂「召」は、周の領内の一区域の地名なのである。

大王は始めてその地（岐山の南）に居住し、孫の文王に至つてやっと豊（陝西省長安県の西北）に移転した。^⑤一方、『周

書』(汲冢周書)には「王季(大王の子、文王の父)、程(陝西省咸陽県の東)に宅す」と述べている。だが、『毛詩』大雅の「皇矣」には、「文王既に密須を伐ち、其の鮮原を度りて、岐の陽に居り」といつており、この文王の所領でさえ(前述のごとく)百里四方に過ぎなかった。だとすれば、王季が居住した「程」も、やはり岐山の南にあったことになる。程は、その周の領地の小さな一区域なのである。

注(1)「雍州」は、古代の九州の一つで、今の陝西省から甘肅省にわたる地域。荆山は、今の陝西省富平県の西南、岐山の東方にある山。岐山は、今の陝西省岐山県の東北にある山で、周の先祖の古公亶父がその麓に都したといわれる。「旅」は、火をたいて上帝や山川を祭る儀式をいう。

(2)『詩』大雅、緜にいう「古公亶父、來朝走馬、率西水滸、至于岐下、爰及姜女、聿來胥宇。周原膺膺、稷黍如飴。爰始爰謀、爰契我龜。」

(3)『詩』魯頌、閟宮にいう「后稷之孫、實維大王、居岐之陽、實始剪商。」

(4)『孟子』公孫丑篇下にいう、「以德行仁者王。王不待大。湯以七十里、文王以百里。」

(5)『史記』周本紀に、「(西伯||文王)明年、伐崇侯虎。而作豊邑。自岐下而徙都豊。」という。「明年」とは、蓋し文王六年のことであろう。

(6)『汲冢周書』(逸周書)大匡解第十一にいう、「維周王宅程、三年遭天之荒。」なお、その晋の孔晁注には「程、地名。在岐州左右。後以為國。初王季之子文王因焉。而遭饑饉、乃徙豊焉。」といい、『正義』と解釈を異にする。また『竹書紀年』卷上(文丁)にも「五年、周作程邑」という。

(7)この引詩三句のうち、最初の一句は詩の大意を述べ、後の二句は詩の表現をそのまま引用している。「鮮原」は、肥沃な平野のこと。

今属右扶風美陽県。地形險阻、而原田肥美。

今、右扶風の美陽県に属す。地形險阻にして、原田肥美なり。

〔正義〕『漢書』地理志(上)には、

右扶風郡に美陽県(陝西省武功県)有り。「禹貢」の岐山は西北に在り。周の大王の居りし所なり。^①

とあり、晋の皇甫謐(二二六—二八二)は、

今、美陽の西北に、岐城の旧趾有り。是れなり。^②

という。

テキストによっては「美陽」を「杜陽」に作っている場合がある。思うに、『漢書』地理志では、右扶風の中に、ちゃんと別に杜陽県(陝西省麟遊県)があり、しかも岐山は美陽県にあつて杜陽県にはなく、鄭玄も「禹貢」の注において「岐山は扶風的美陽の西北に在り」といっている。だとすれば、「杜」字に作るテキストは誤りである。

『毛詩』大雅の「皇矣」には、「岐(山)の陽に居り、渭(水)の將に在り」と称している。これは、その位置が「陰阻」なことである。また大雅の「緜」には、「周原膺膺たり、萁茶も飴の如し」といっている。これは、その土地が「肥美」なことである。

注(1)『漢書』地理志(上)の「右扶風」の条には「美陽、禹貢岐山在西北。中水郷、周大王所邑。」という。なお、正義の原文は「大王」を誤って「文王」に作る。今『漢書』地理志の文に拠つて改める。(阮元『毛詩注疏校勘記』卷一)

(2)『太平御覽』卷一五五(州郡部一)に引く皇甫謐『帝王世紀』にいう、「至太王、避狄、循漆水、踰梁山、徙邑於岐山之陽。西北岐城旧趾、是也。」

(3)この鄭玄の注、『史記』夏本紀「壺口治梁及岐」の集解・索隱に引く鄭玄注は、いずれも唯だ「岐山、在右扶風美陽」に作つて、「西北」二字がない。

(4)この詩句に対して、鄭箋は、「広平曰原。周之原地、在岐山之南、膺膺然肥美。其所生菜、雖有性苦者、甘如飴也」と注解している。

周之先公、曰大王者、避狄難、自豳始遷焉、而脩德建王業。商王帝乙之初、命其子王季為西伯。至紂、又命文王、典治南國江漢汝旁之諸侯。

周の先公、大王と曰ふ者、狄の難を避けて、豳より始めて焉に遷り、而して徳を脩めて王業を建つ。商王帝乙の初め、其の子の王季に命じて西伯と為す。紂に至り、又た文王に命じて、南國の江・漢・汝の旁の諸侯を典治せしむ。



〔正義〕殷王の帝乙は紂の父であるから、その年代を推し量ると、王季と同時代である。『毛詩』大雅の「旱麓」に、大王・王季の事を詠して、「瑟たり彼の玉瓚、黄流(祭りの酒)中に在り」といっているのは、王季が「玉瓚」という下賜の酒器を受けたことを意味するのである。

『尚書』では、文王のことを「西伯」と称している。文王は父の遺業を継承したはずだから、王季も同じく「西伯」となっていたことがわかる。殷代の州の長官を「伯」という。従って「西伯」とは、雍州の伯となったことを意味するのである。

『周礼』春官・大宗伯に「八命して牧(州の長官)と作す」とある。殷代の州伯も、恐らく同様に八命であつたらう。ところが例えば『毛詩』大雅の「旱麓」(前出)の毛伝には、

九命して、然る後に錫ふに秬鬯(黒黍と鬱金草とで作つた祭祀用の酒)圭瓚(圭柄の勺)を以てす。

という。

この事について、『孔叢子』居衛篇には、

羊容、子思に問うて曰く、「古の帝王、天下を中分して、二公之れを治む。之れを二伯と謂ふ。周は、后稷の封ぜられて王者と為りてよりの後、大王・王季、皆な諸侯と為る。奚ぞ西伯と為るを得んや。」

子思曰く、「吾れ諸を子夏より聞けり。云ふ『殷王帝乙の時、王季は九命を以て西に於いて伯と作り、圭瓚・秬鬯の賜を受く。故に文王は、之れに因つて征伐を専らにするを得たり』と。此れ、諸侯を伯と為すなり。猶ほ周(公)・召(公)の陔を分つ(陔を界にして天下を二分し治める)がごとし。」

といい、また皇甫謐の『帝王世紀』にも、

王季は、帝乙殷王の時に於いて、九命を賜ひて西の長と為り、始めて圭瓚・秬鬯を受く。

という。すなわち両書共に、王季が九命を受けて、天下を東西に二分する一方の大伯(大長官)となった、と考えているわけである。

しかるに鄭玄は、『孔叢子』という(後世偽作の)書物を見ていなかったし、「旱麓」の鄭箋にも「九命」に言及していない。だとすれば、鄭玄は王季を州伯(二州の長官)と考えていたことになる。また文王についても同様に州伯と考えていたので、『尚書』西伯戡黎の鄭注に、

文王、雍州の伯と為り、南のかた梁(四川・貴州)・荆(湖北・湖南)を兼ね。西に在り、故に「西伯」と曰ふ。

といったのである。この文王の徳は、父の王季より優れているのに、それでもなお鄭玄は州伯と考えていたのだから、王季についてもやはり州伯と考えていたことは明らかである。

また『楚辞』の「天問」には、

伯昌(文王)衰へたるに号し、鞭を乗りて牧と作る。

といっており、その王逸の注には「伯とは、文王を謂ふなり。鞭とは、以て政に喩ふ」という。この「天問」二句の意味は、「紂はその号令がすっかり衰えたので、文王が鞭を執って政治を守り助け、雍州の牧と為った」ということである。ところで「天問」は、屈原が作ったものであって、聖人の時代からさほど遠く隔たっていないのに、「文王が牧となった」といっているのだから、文王が大伯（大長官）でなかったことは明らかである。それで鄭玄は毛伝の説に従わなかったのである。

「紂に至り、又た文王に命ず」というのは、すでに文王は父の後を継承して州伯（雍州の長官）となっていた上に、さらに紂が文王に命じて、南国の長江・漢水・汝水の流域の諸侯をも兼治せしめたのである。それがわかる理由は、『毛詩』周南の「漢広」序に、

美化、江・漢の域に行なはる。

といい、また周南の「汝墳」序に、

汝墳の国、婦人能く其の君子を閔む。

といっているからである。たしかに文王は、天下を三分してその二を領有したが、この二篇の詩は、まだ江・漢・汝墳の地域を賛美しているだけだから、長江・漢水の流域が、まず文王の教化を被ったことは明らかである。また、もし紂の命令を受けたのでなければ、文王の教化もこれらの地域に及ぶ手立てがないのだから、紂がこれを命じたことは明らかである。

「江・漢の域」「漢広」序とは、即ち梁（四川・貴州）・荆（湖北・湖南）の二州のこと。だから『尚書』鄭注（前出）に、「南のかた梁・荆を兼ね」といったのである。

その後、文王は、教化が拡大し領民も増加して、天下の三分の二を手中に収めたが、これは必ずしもすべてが紂の命令ではなかった。

注 (1) 前節の注(2) にあげた皇甫謐『帝王世紀』の文に所謂「避狄」は、この譜の文に基づくか。

(2) 鄭箋によれば、「瑟」とは潔鮮の貌。「黃流」は柶鬯(黒黍と鬱金草とで造った祭祀用の酒)。「玉瓚」の状は、圭玉を柄とし、黄金を勺とし、青金を外にし、中央を朱にした酒器で、王季が西伯となった時、功德をもって此の賜を受けた、という。

(3) 『尚書』に『西伯戲黎』篇がある。この「西伯」に対する鄭玄の注は下文に見える。

(4) 「命」は、官等の辞令。『周礼』春官・大司馬に「以九儀之命、正邦国之位。壹命受職、再命受服、三命受位、四命受器、五命賜則、六命賜官、七命賜国、八命作牧、九命作伯。」という。「八命」とは、八度目の発令。

(5) 『尚書』西伯戲黎の正義に引く鄭注は、「西伯、周文王也。時国於岐、封為雍州伯也。国在西、故曰西伯」に作り、この二南譜正義の引文と若干異なる。

(6) 「漢広」序にいう、「文王之道、被于南国、美化行乎江漢之域、無思犯礼、求而不可得也。」

(7) 「汝墳」序にいう、「文王之化、行乎汝墳之國、婦人能閔其君子、猶勉之以正也。」

於時、三分天下、有其二、以服事殷。故雍・梁・荆・予・徐・揚之人、咸被其德而從之。

時に、天下を三分して、其の二を有し、以て殷に服事す。故に雍・梁・荆・予・徐・揚の人、咸こゝと其の徳を被りて之れに従ふ。

〔正義〕この一段は、前半部分で『論語』泰伯篇の「三分して二を有す」の個所を引用したので、後半部分では『尚書』の「禹貢」に見える州名に基づき、一々具体的に指摘してその名をあげたのである。当時、雍州(陝西・甘肅)・梁州(四川・貴州)・荊州(湖北・湖南)・予州(河南)・徐州(山東の東南部から江蘇・安徽の北部)・揚州(長江下流地帯)は周の文王の支配下に入り、その他の冀州(河北・山西)・青州(山東)・兗州(黄河下流地帯)だけが殷の紂に所属していて、天下九州のうち、その六州を文王が領有していた。これが「三分して其の二を有す」の実態である。

「禹貢」に見える九州は、夏の時代の制度である。周の時代については、『周礼』夏官の「職方氏」に、九州の各境域を区分して、揚州・荊州・予州・青州・兗州・雍州・幽州・冀州・并州の名をあげている。これを「禹貢」の州名

と比較すると、「職方氏」の方には、徐州・梁州がなくて、幽州・并州がある。従って『漢書』地理志に、周は、二代に監^{かんが}みて之れを損益す。「禹貢」の徐・梁二州を改めて、之れを雍・青に合し、冀州の地を分けて、以て幽・并と為す。

というのは、その事なのである。

『爾雅』釈地では、九州の名として、冀州・予州・雍州・荊州・揚州・兖州・徐州・幽州・營州をあげている。これについて魏の孫炎の『爾雅注』には、

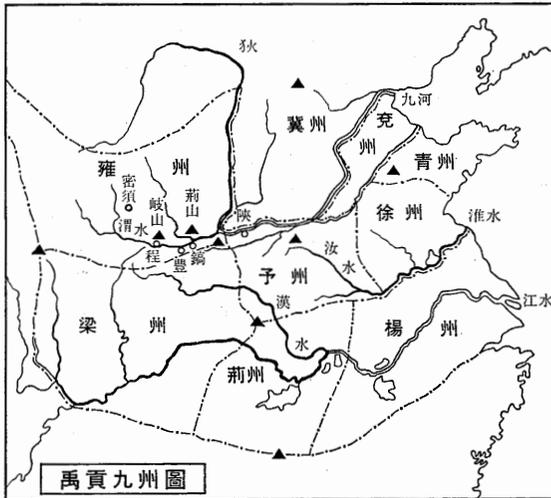
此れ、蓋し殷の制ならん。「禹貢」には梁・青ありて幽・營なし。『周礼』（職方氏）には幽・并ありて徐・營なし。

といっている。

そうだとすると、鄭玄のこの説は（殷周時代の九州と）同じくない。鄭玄が殷周時代の九州の名を使わないで、古く禹の時代の九州の名を指し示した理由については、まず孫炎は、『爾雅』の文が「禹貢」と同じくなく、さらに『周礼』とも異なるので、あるいは殷の制度ではないかと考えたに過ぎないし、また「殷は夏の制度を改めた」という明確な記録もない。のみならず『漢書』地理志（上）には、殷は、夏に因^よいて、変改する所無し。

といっており、班固は、『爾雅』の九州説を代々の通制とは認めていなかった。

また『周礼』に見える冀・幽・并の三州は、「禹貢」においては唯



だ一州(冀州)に相当するに過ぎず、その比率は、天下を三分してその一つすらない。それで鄭玄は、岐山を原点にして東西に境界線を引き、「禹貢」の正経の文に依拠して、雍・梁・荆・予・徐・揚の六州を取り上げて三分の二とし、また「禹貢」に見える境域に準拠して、文王の教化の及んだ範囲を説明したのであって、当時にもこの州名が残っていたとは言っていないのである。

『毛詩』大序には、「化、北よりして南す」といつている。だとすれば、岐山を原点とする東西線より以南において、文王が天下の三分の二を領有することができたのは、岐山が国の中心より北方に片寄っていたからである。

注(1)『論語』泰伯篇には、「孔子曰、……三分天下、有其二、以服事殷。周之徳、其可謂至徳也已矣」という。『正義』の最初に「三分有二」とあるのは、これを要約した表現である。

(2)「幽」字、疑うらくは「青」の誤り。なお、以上の『尚書』禹貢・『周礼』職方氏・『爾雅』積地に、それぞれ列挙された九州の名を表示すれば左のごとくである。

『尚書』禹貢	雍	梁	荆	予	揚	徐	青	冀		
『周礼』職方氏	雍		荆	予	揚		青	冀	幽	并
『爾雅』積地	雍		荆	予	揚	徐	衮	冀	幽	營

(3)この語、原文は「相率」に作る。きわめて珍しい用語だが、前後の文脈から推すと「比率」の意であろうか。山井鼎は、その手沢本『毛詩注疏』に「相率、恐相準誤」と記しているが(京大人文研蔵岡本)、なお未だ妥当でない。

文王受命、作邑於豊。乃分岐邦周召之地、為周公旦召公奭之采地、施先公之教於己所職之國。

文王命を受けて、邑を豊に作る。乃ち岐邦を周・召の地に分ちて、周公旦・召公奭の采地と為し、先公の教へへ己れの職する所の國に施く。

〔正義〕「文王命を受けて、邑を豊に作る」というのは、『毛詩』大雅の「文王有声」に見える詩句を借用したのである。^①

『漢書』地理志（上）にいう、

京兆の鄠^②、鄠^③水は其の東南より出づ。

晋の皇甫謐の『帝王世紀』にいう、

豊は、京兆の鄠^④の東、豊水の西に在り。文王、程より此に徙る。

思うに、『毛詩』大雅の「皇矣」には、「文王既に密須を伐ちて、鮮原に徙り、鮮原より豊に徙る」といっている。だのに皇甫謐が「程より（豊に徙る）」といっているのは、誤りである。

豊は、岐山の東南三百余里の所にある。文王がこの豊に都を遷してしまつて、岐の旧国は領地内がらんとした。それで周公と召公とに分賜して、その領地にしたわけである。「采地を分つ」といっているから、きっと折半したに違いないが、どちらが東部でどちらが西部であつたのか、わからない。ある人は、「東部は之れを周と謂ひ、西部は之れを召と謂ふ」と理解しているが、その事には根拠がなく、とても明らかにすることはできないのである。

豊に都を定めた以後に、周公と召公とに領地を下賜したことがわかるのは、『今文』尚書の「泰誓」という篇に、（武王の初年）紂を伐つた時の事として、早くも「周公曰く」といっており、また『礼記』樂記篇にも、大武という楽曲が、紂を伐つた時の事になぞらえていることを述べて、「五成して陝より分かれ、周公は左して召公は右す」といっている。周・召の二公が、いずれも文王の時に、すでに領地を受けていたことが、はっきりとわかるわけである。文王が、もしまだ豊に都を定めていなかったならば、岐の国はそのまま文王の都になっており、これを分けて他人に下賜するわけにはいかない。だから周召の二公にこれを分賜した時は、豊の都を造営した以後にあることが、はっきりとわかるのだ。

その上、「周南」「召南」の詩篇は、いずれも同じく文王の時の詩でありながら、これを分けて周召二公にそれぞれ結びつけている。もし文王がこの二公に領地を下賜せず、教化を行なわしめなかつたら、どうして詩を二公に結びつけることができようか。だから、この豊に遷都した時、文王は二公に領地を下賜したことがわかるのである。

すでに、この二南の詩をもってそれぞれ周召二公に結びつけている以上、明らかに（この二南の詩は）二公の教化に染まっていたのだ。だから、文王が二公に「先公の教へを己れの職する所の国に施か」しめたことがわかるのである。

「先公」(亡き父祖) といったについては、大王・王季は賢人であり、文王はその遺業を継承したのだが、文王は、もともと聖人としての徳化の資質を身に備えており、必ずしも「先公」の教えを用いる必要はなかった。しかし、子は必ず父の事業を祖述し、その好ましい点を取り上げて実行しなければならぬので、「先公」という語を用いて表現したまでである。

文王は、その上に、聖人としての徳化をも兼ね行なったので、その教化には聖人の風があった。だのに、このこの文では、単に「先公(賢人の教へを施く)とだけ言っているのは、自分が知ることのできる領民だけを教化したことを明らかにしたのであり、また「召南」には「先公の教へ」が現われているので、それで特にこう言ったまでである。

文王が周召二公に教化を行なわせたのは、ずっと早い時期からであった。二公が領地を受けてから以後のことではない。しかるに、この文で鄭玄が上述のごとく言っているのは、二南の詩が周召二公に結びつけられた意味を明らかにしたのである。

「己れの職する所」と言うのは、雍・梁・荆・予・徐・揚六州の人で、自分に服し従うものを指していったのである。

注(1)『毛詩』大雅の「文王有声」にいう、「文王受命、有此武功。既伐于崇、作邑于豊。」

(2)『漢書』地理志(上)の「右扶風」に鄠県があり、その条下に「鄠水出東南」とある。「正義の引文が「京兆」に作っているのは誤り。恐らく唐代の行政区画と混同したのであろう。

(3)『太平御覽』卷三九八(人事部・吉夢下)に引く皇甫謐「帝王世紀」には、「文王自程徙都鄠」という。

(4)『毛詩』大雅の「皇矣」には、正義の引文そのままの表現はない。但だ、その鄭箋には、「(文王)知己德盛而威行、可以遷居定天下之心。乃始謀居善原(經文の「鮮原」)広平之地、亦在岐山之南、居渭水之側、為万国之所郷、作下民之君。後竟徙都於豊」という。正義は、この鄭箋の文を簡略化したのであろう。

(5)「周公曰」の語、現行の『古文尚書』泰誓篇には見えない。しかし、「周礼」春官・太祝「一曰稽首」の正義には、「大誓云、周公曰、都懋哉、予聞古先哲王之格言」とある。

(6)この『礼記』楽記篇の引文の意味は、「五度目に演奏して舞者が左右に分かれ、周召二公が陝の以東と以西とに分かれて天下を治めた事に象る」という意味。「成」は、演奏すること。なお、現行の『礼記』は、「五成而分、周公左、召公右」に作り、「分」の下に「陝」字がない。しかし、『史記』楽書には「子曰、……五成而分陝、周公左、召公右」とあって、正義の引文と合致する。恐らく往古の『礼記』には「陝」字があったのであろう。

(7)原文は「分繫二公」に作る。『毛詩』大序の「閔睢麟趾之化、王者之風。故繫之周公。……鷦巢騶虞之徳、諸侯之風也。先王之所以教。故繫之召公」に基づく。

(8)原文は「猶目」に作る。唐代の俗語で、「目」は「猶」の接尾詞。

(9)原文は「己之可知」に作る。譜の正文「己所職」を指す。「知」は、正文の「職」を言い換えた表現。自分が統治することとを許された州民をいう。

(10)注(7)を参照。

武王伐紂定天下、巡守述職、陳誦諸国之詩、以觀民風俗。六州者、得二公之徳教、尤純。故独録之、属之大師、分而国之。

武王、紂を伐ちて天下を定め、巡守・述職して、諸国之詩を陳誦し、以て民の風俗を觀る。六州なる者は、二公

の徳教を得て、尤も純なり。故に独り之を録して、之れを大師だいしに属し、分ちて之れを国せしむ。

〔正義〕宣公十二年の『左氏伝』には、『毛詩』周頌の「時邁」といふ詩を引いて、

昔、武王は商に克ちて頌を作る。曰く「すなは載ち干戈をきよ取め、載ち弓矢をかま變まにす」と。

といい、その「時邁」の序には、「巡守すうしゅす」といっている。だとすれば、「武王」は「巡守」したのである。

『礼記』王制には、「巡守」の礼法を説明して、「大師に命じて詩を陳せしめ、以て民の風俗をくわん観る」といっている。だから、武王が巡守して二南の詩を得たことがわかるのである。

『詩譜』には、「天子は変雅を納め、諸侯は変風を納む。其の礼は同じ。」(佚文)といっている。だとすれば、文王もまた詩を採集していたのだ。しかるに、武王が始めて二南の詩を得たことが確実にわかる理由について言えば、「諸侯が変風を納める」のは、ただ領民の心情を觀察して、自分の政治の是非を知ろうとするだけのことであって、聖人と賢人との風教の違いをはっきりさせ、一世の仰ぎ見るすぐれた規範を打ち立てることなど、できようはずもない。また文王は、当時まだ諸侯であって、帝王としての大業はまだ確立していなかったので、「周南」(聖人の教化を得た詩)と「召南」(賢人の教化を得た詩)とを分けて編定することなど、決してできなかった。だから鄭玄は、天子となつた武王に的をしぼって、このように言つたまでである。

武王は、あまねく諸国の詩を採集し省察して、ただ雍・梁・荆・予・徐・揚の六州の詩だけではなかった。しかし、この二南の詩風だけが、ひとり周召二公の教化を反映していた。だから、譜に所謂「六州こそは、二公の徳教を得て、その感化が極めて純粹であつた」ことがわかるのである。

「故に独り其の詩のみを収録して、これを大師の官(宮廷音楽士の長)に付嘱し、これを〔周南〕と〔召南〕とに」分けて国風に編入し、二国の国風を編集せしめた」わけだが、大師は、風・雅・頌・賦・比・興という六種の詩を管掌しており、音楽の真髄にも達していたから、それで、「(武王が大師に)これを付嘱し、二南に分けて周召二公に結びつけ

させた」ことがわかるのである。

注(1)『左伝』昭公五年に「小有述職。大有巡功」とあるのにもとづく。「述職」は、諸侯が天子に自分の管掌事項を報告すること。「巡功」は、天子が巡狩して諸侯の功績を省察すること。

(2)「大師」は、周代の音楽士の長で、陽の六律と陰の六呂を管掌して、陰陽の声を調和させる官。(『周礼』春官・大師)

(3)「毛詩」周頌の「時邁」の序にいう、「時邁、巡守告祭柴望也。」「巡守」(巡狩)とは、天子が邦国を巡行して視察すること。

(4)「礼記」王制にいう、「天子、五年一巡狩。歳二月、東巡守、至于岱宗(東岳)、柴而望祀山川、覲諸侯、問百年者、就見之。命大師陳詩、以觀民風。」鄭注によれば、「陳詩」とは、各地の詩を採集して、これを省察すること。

其得聖人之化者、謂之周南。得賢人之化者、謂之召南。言二公之德教、自岐而行於南国也。

其の聖人の化を得たる者は、之れを「周南」と謂ひ、賢人の化を得たる者は、之れを「召南」と謂ふ。二公の徳教、岐よりして南国に行なはるるを言ふなり。

〔正義〕文王は、王業の基礎を築こうとし、諸侯を使って王道の政治を行なさせた。大王と王季は、文王の祖父と父であり、いずれも仁賢の行ないに富んでいた。文王は、自分の聖人としての徳化が、まだ充分には実現し得ていなかったので、そこで「先公の教え」のうち現在にも適用できるものと、自分の聖人としての徳化とを取り上げ、周召二公にそれを混ぜ合わせて実施させた。

一方、六州の領民は、考えかたも性質も一様ではなく、聖人の徳化を受けるものもあれば、賢人の教化を受けるものもある。このように、教化の受けかたに精粗の差があったために、その歌詠にも差等が出てきた。大師は、音楽に曉達し、その真髓を知りぬいているので、感得した結果を仕分けて、「周南」「召南」という二つの国風を編集した。

「其の聖人の化を得たる者は、之れを周南と謂ひ、賢人の化を得たる者は、之れを召南と謂ふ」のは、大師が二南に

分類編集した意図を解説したのである。この原則があつたことがわかるのは、『毛詩』大序に、

関雎・麟趾の化は、王者の風なり。故に之れを周公に繋ぐ。鵲巢・駟虞の徳は、諸侯の風なり。故に之れを召公に繋ぐ。

といっているからである。思うに、聖人は天子となるのが適當であり、賢人は諸侯になるのが適當である。従つて、大序に所謂「王者の風」は、すなわち「聖人の化を得たる」ものである。また大序に所謂「諸侯の風」は、すなわち「賢人の化を得たる」ものである。周公は聖人なのだから、聖人の風（聖人の教化を受けた詩）を周公に結びつけたのであり、召公は賢人なのだから、賢人の風（賢人の教化を受けた詩）を召公に結びつけたのである。

六州は、もともと周召二公の教化を受けていたので、共に天子（聖人）の風格・道義を備えていたし、また一方は聖人であり一方は賢人であつて、兩者の政事は極めて相似している。だから二南の詩を周召二公に結びつけたのだ。しかし、周公と召公とに分けて結びつけた以上、優劣によって順序をつけ、聖人を先にし賢人を後にする。だから「周」を先にし「召」を後にしたのである。

単に「周」「召」とだけ称しないで、それぞれの下に「南」をつづけているのは、教化を行なつた地域、ひいては詩を作つた場所を示そうとしたのだ。もし「南」と言わなかったら、この趣意を示す方法がないわけである。その上、単に「周」「召」とだけ言つたら、主として周召二公を美めているように疑われる。だが、この二南は、実は文王の詩でありながら、それを周召二公に結びつけたのだ。だから「周」「召」の二国風には、いずれも「南」をつけて、文王が教化したところの地域を示したのである。これは、二南が他の諸国風と異なる特色を持っていることを明らかにするためなのである。

とはいえ、この二南の詩は、これを周召二公に結びつけた以上、その場合は周召二公がその詩の主役となり、もし二公を美める詩があれば、それぞれその国風に編入される。例えば「甘棠」の詩が「召南」の中にあるのは、その事

例である。一方、「周南」に周公を美めた詩がないのは、当時それが作られなかったからか、それとも収録の際に入手できなかったからかである。

注(1) 原文は「即」(即)に作る。音の近い「則」(則)と同義に用いられている。

(2) 「甘棠」序にいう、「甘棠、美召伯也。召伯之教、明於南国。」その鄭注によれば、「召伯」は召公奭のこと。

乃棄其余、謂此為風之正經。

乃ち其の余を棄てて、此れを謂ひて風の正經と為せり。

〔正義〕武王は、あまねく諸国の詩を採集し省察したが、現在は唯だ周召二南の詩だけが残存している。明らかに、これは「其の余を棄て」たのである。

初古公亶父、聿来胥宇、爰及姜女。其後、大任思媚周姜、大姒嗣徽音、歷世有賢妃之助、以致其治。

初め古公亶父は、聿ら来たりて宇を胥、爰に姜女と及にせり。其の後、大任は周姜を思媚し、大姒は徽音を嗣ぎ、歷世賢妃の助け有りて、以て其の治を致せり。

〔正義〕これらの故事は、いづれも『毛詩』大雅に見える。鄭玄がこの故事をあげたのは、「周南」「召南」の二国風の詩が、それぞれ后妃・夫人の徳を巻首において重視しており、また「召南」の夫人は、たしかに文王の夫人を指してはいるけれども、先王の夫人にもまたその婦徳があったので、それで『詩』の文句を引用して時代順に説述したのである。

注(1) 『毛詩』大雅の「縣」にいう、「古公亶父、来朝走馬、率西水滸、至于岐下、爰及姜女、聿来胥宇。」この鄭箋によれば、「爰」は於の意。「及」は与の意。「聿」は、みずからという意。「ここにおいて、その妃の大姜と、みずから来たって居るべ

き家を相る。大姜の賢知を著すなり」と解釈している。

また同じく大雅の「思齊」にいう、「思齊大任、文王之母、思媚周姜、京室之婦。大妣嗣徽音、則百斯男。」「大任」は、周の王季の妃で、文王の母。任姓。「思媚」は、思い愛する意。「周姜」は前述の「大姜」（古公亶父の妃）のこと。「大妣」は、文王の妃で、武王の母。「徽」は、美。「徽音を嗣ぐ」とは、姑の「大任」の立派な德音を受け継ぐこと。

(2) 以上の二句、原文は「二国^{（一）}之詩、以后妃夫人之徳為首」に作る。これは、この譜の下文の表現（後述）をそのまま利用している。そして、この見解は、「周南」巻首の「関雎」序に「関雎、后妃之徳也」といい、「召南」巻首の「鵲巢」序に「鵲巢、夫人之徳也」といっていることを指す。

文王、刑于寡妻、至于兄弟、以御于家邦。

文王は、寡妻に刑りて、兄弟に至り、以て家邦を御む。

〔正義〕この部分は、『毛詩』大雅の「思齊」の文である。その意味は、文王が最初に妻を教化して、最後には国家を治めたことをいう。

この部分は、「周南」「召南」の二国風の詩が、まず后妃・夫人を巻首においた意図を明らかにしたのである。

注(1) 『毛詩』大雅の「思齊」序にいう、「思齊、文王所以聖也。」またその詩にいう、「刑于寡妻、至于兄弟、以御于家邦。」鄭箋によれば、「寡妻」は、めったに持てない賢明な妻。「御」は、治めること。「文王は、礼法をもってその妻に接待して、宗族にまで至り、この態度をもってさらに能く政治をし、国家を治めた。」と解釈している。

是故二国之詩、以后妃夫人之徳為首、終以麟趾駟虞。言后妃夫人有斯徳、興助其君子、皆可以成功、至于獲嘉瑞。

是の故に二国の詩は、后妃・夫人の徳を以て首と為し、終るに「麟趾」「駟虞」を以てす。后妃・夫人に斯の徳有りて、其の君子を興助すれば、皆な以て功を成し、嘉瑞を獲るに至る可きを言ふ。

〔正義〕この部分は、「周南」「召南」の二国風の詩の排列についての意図を論述している。「是の故に」とは、上記の事象に因って下記の状況が生じてくることを示す常套語である。

この文の「后妃」「夫人」は、いずれも大姒（文王の妃）のことである。もともと一人であるのに二つの呼称があるのは、それぞれその事情に従って呼称を定めたのである。『礼記』曲礼（下）には、

天子の妃を「后」と曰ひ、諸侯の妃を「夫人」と曰ふ。

とある。「周南」は王者の徳化の具現だから、それで「后妃」と称したのであり、「召南」は諸侯の教化の具現だから、それで「夫人」と呼んだのである。ただ感化の程度によって呼称を定めただけであって、その時期の先後による使い分けをしたのではない。従って、聖人の徳化を述べる場合には、たとい天子となる以前の事であっても、やはり「后妃」と称したのであり、賢人の教化を説く場合には、たとい天子となった以後の事であっても、やはり「夫人」と称したのである。

「周南」「召南」の二国風では、このように「后妃」と「夫人」の呼称を使い分けているのに、文王について呼び方を変えていないのは、「召南」では「夫人」を巻首におき、「周南」の「后妃」を「夫人」と改称しているから、聖人と賢人とは教化を異にしていることが充分にわかり、文王に対して更にその呼び方を変える必要がなかったのである。

そんなわけだから、「鶴巢」の序に（文王を）「国君」と言っているのは、「召南」が賢人（諸侯）の風であるという意味を後世の人びとに明示するために、「国君」とか「夫人」とか、いずれも普通の呼称を用いて、このように言っただけである。

聖王が世の中を統治すれば、瑞兆が必ず現われる。だから大師は、「麟之趾」「駟虞」の二篇をそれぞれ「周南」「召南」の末尾に列ねて、聖王が「嘉瑞」を招きよせることを示そうとしたのである。だが当時、実はそれを招きよせてはいなかったたので、大師はこの二篇を置いて聖王教化の規範にしようとした。だから鄭玄は、このように言ったまで

ある。

『詩』の詩人たちの作品は、それぞれ自分の意向を述べているのだから、「麟之趾」は〔周南〕卷首の「関雎」と、また「騶虞」は〔召南〕卷首の「鵲巢」と、必ずしも同一詩人の作品だとは限らないわけである。「麟之趾」は、公子（君子の宗族）の信厚ぶりを述べており、「騶虞」は、国君（諸侯）の仁愛の心を賛嘆しているが、これは詩人が、各自に靈獣の名を取り上げ、別個に譬喩の詩を作ったのであって、実際に吉瑞の符応を賛嘆して、前の詩篇の「関雎」や「鵲巢」と前後相呼応させているわけではない。

ただ、君子の道は、する事なす事が模範にしてよろしく、道德の規範を後世に伝え示すものなので、大師（二南の编者）は「麟之趾」「騶虞」をそれぞれ「周南」「召南」の篇末に並べ、また詩序の撰者もその大師の編集意図を明文化し、かくて「麟之趾」の序に「関雎の応なり」といい、「騶虞」の序に「鵲巢の応なり」といったに過ぎない。（だが、本当のところ、詩の作者の本来の意図は、そのような「応」（吉瑞の符応）にあったのではない。）のみならず（大師や序の撰者は）もし詩の中に龍や鳳を詠んだ作品があったら、やはり同様にそれを「応」と見做そうとしたであろう。なにも専ら麒麟と白虎（騶虞）だけに限定していたわけではないのだ。

ちなみに鄭玄は、門弟張逸の問いに答えている、

文王は、先公の業積（業績）を承け、其の徳を脩めて以て風化を致し、其の美を述べて以て之れの法と為す。能く其の本を行なへば、則ち末の応（公子の信厚）を致す。既に其の応を致せば、設けて以て法と為せり。

これは、文王の時、麒麟・騶虞の符応が実際には現われて来なかったことを意味しているのである。

さて、この正文の一節は、「周南」「召南」における詩篇の並べ方の大略について譜（しらべ）したけれども、この二国風の（詩篇配列の）眼目は、いずれも近きより遠きに及ぼすにある。

すなわち、「周南」における「関雎」から「蟋蟀」までの五篇は、いずれも后妃みずからの事。次の「桃夭」「兔置」

「采芣」三篇は、后妃の教化が及んだ様子。次の「漢広」「汝墳」二篇は、一変して文王の教化を詠じ、その教化が更に遠くまで及んだことを示しているのである。

「召南」における「鵲巢」「采芣」二篇は、夫人みずからの事。次の「草虫」「采蘋」二篇は、朝廷の大夫（官僚）の妻を詠じ、次の「甘棠」「行露」二篇は、朝廷の王臣の召伯を詠じている。大夫の妻は夫人と共に陰類に属するので、（陽類の）召伯より先に並べたのであって、この大夫の妻を詠んだ二篇は、いずれも夫人の教化が及んだ様子を詠んだものである。次の「羔羊」以下の諸篇は、その序に「召南の国」（羔羊）「殷其雷」「標有梅」の序）とか「江沱の間」（「江有汜」の序）とか言ったり、また「文王の政」（羔羊）の序）とも言っている。これは更に、（文王の）教化が比較的遠くまで及んだことを示したのである。

のみならず、詩篇のおおむねの傾向は、もともと遠近によって差等をつけている。すなわち、「周南」の前八篇は「后妃」のことを詠じ、「漢広」「汝墳」二篇は「文王」のことを詠じている。また「召南」の前二篇は「夫人」のことを詠じ、「羔羊」「標有梅」「江有汜」「騶虞」四篇は「文王」のことを詠じているのが、それである。

后妃・夫人を論ずること、「周南」では詳細であるのに「召南」で省略されている理由は、「召南」の夫人は即ち「周南」の後妃のことであり、すでに「后妃」の所で詳しく論説したので、そのために「召南」では、「夫人」について結局これを省略したので。

「周南」と「召南」との間で、文王の徳化が、多かたり少なかつたりして同じくはないのは、もともと詩の作者が別々であり、また採集した詩が多かたり少なかつたりして同じくなかったことによる。

「周南」の「桃夭」序では「后妃の致す所なり」と言っているのに、（同じく夫人の徳化の致す所である）「召南」の「羔羊」序では「鵲巢の功の致す所なり」といっていることについては、「周南」の「桃夭」より以前の五篇は、いずれも后妃みずからの事であるので（前述）、この五篇の序文は次の「桃夭」の「后妃」と直ちに接続している。だから「桃

天」序も（それを承けて）「后妃の致す所なり」と言ったのである。ところが、「召南」の「羔羊」より以前の六篇は、単に夫人みずからの事だけではないので（前述）、この六篇の序文は次の「羔羊」の「夫人」と直ちには相接続していない。だから「羔羊」序は表現を変えて「鵲巢の功の致す所なり」と言ったのである。

また「桃夭」（周南）において后妃の徳化が「致」されて以後の三篇（「桃夭」「芣苢」「采芣苢」）の序には「后妃の化」が述べられているのに、「羔羊」（召南）において夫人の徳化が「致」されて以後の諸篇の序に「夫人の化」が述べられていないのは、やはり（前述の「后妃・夫人の論」の詳略と同様に）「周南」の後妃は、すでにこれを詳述したので、「召南」の夫人については結局これを省略したのである。

「致」とは、まず自分に対して徳化を行ない、それを自分から他人に致ることである。「召南」の「草虫」以後の各詩は、夫人みずからの事ではないが、やはり夫人の徳化の「致」（あたえた影響）である。また「召南」の「羔羊」序には、「召南の国、文王の政に化し」たのは、「鵲巢の功（夫人の徳化）の致す所」であった、という。だとすれば、「周南」の「漢広」序に「文王の道、南国に被る」とあるのも、やはり同様に「閔睢」の功（后妃の徳化）の致す所であったのだ。

詩序の撰者は、この「周南」「召南」の二国風が、いずれも文王の徳化であり、太姒（文王の妃）の内助によるものであるので、「周南」においては、「桃夭」から「芣苢」までの三篇を后妃の徳化が影響したものと見做し、次の「漢広」以下の諸篇は、その徳化が比較的速くまで及んでいるので、文王の徳化の影響と見做したのであり、また「召南」においては、「草虫」より「行露」までの四篇を夫人の徳化が影響したものと見做し、次の「羔羊」以下の諸篇は、（その徳化が）比較的速くまで及んでいるので、文王の徳化の影響と見做したのである。このように、「周南」「召南」それぞれについて文王・太姒の徳化を並べ挙げると、両相待って（詩序の撰者の見解が）はっきりわかってくるものだ。

この二南の詩は、文王の時の作品である。文王が国君の位に即いてから、天命を受けて天子になった時まで、すでに四十余年もたっていたのだから、諸侯たちが文王に従った時期は、恐らくもっと早かったであろう。鄭玄は、門弟の張逸に答えていう、

文王は、諸侯を以てして王者の化有り。卒に以て命を受けたり。⁽²⁰⁾

これは、天子になる以前に、すでに王者の徳を施していたことを言ったのである。そして、この国君であった当時、二南の詩はすでに作られていたのである。なぜならば、徳化が下民に行きわたれば、領民は（自然に）その意向を述べたものであり、どうして王号が広く知れわたるのを待って、その後始めて詩歌を作るはずがあるうか。

そして、武王が詩を採集した時、周公と召公はすでに爵位も領地も持っていたので、この二公に教化を行なうよう命令し、かくて（文王時代の）詩を二分してこの二公に結びつけたのである。この周召二公が領土を得たことよって、この「周南」「召南」の詩が始めて作られたわけではないのである。

とはいえ、「周南」「召南」の二十五篇のうち、ただ「甘棠」と「何彼穠矣」の二篇（いずれも「召南」の詩）だけは、例外的に武王の時の作品である。というのは、武王は紂を伐って、その後太公望（呂尚）を封じて齊侯とし、また弟の周公・召公に命じて東西の二伯とした⁽²¹⁾。従って、「何彼穠矣」の経文に「齊侯の子」といっているのは、（この詩が作られた時）太公望がすでに齊（山東省）に封ぜられていたことを物語り、また「甘棠」の経文に「召伯」といっているのは、（この詩が作られた時は）召公が方伯となった以後であることを物語る。だから、この二篇は、いずれも武王の時の作品であったことがわかるのだ。いや、単に武王の時に作られただけではなく、それらの詩が美⁽²²⁾めている事柄も、やはり武王の時のことであったのである。

なお、「行露」「甘棠」の次の詩は、「甘棠」と同様に、召伯の事を述べてはいるけれども、「甘棠」と制作時期を異にしている。しかるに、かつて趙商（鄭玄の門人）は、「甘棠」と「行露」が共に同じく武王の時の作品だと考えてい

たので、疑わしく思つて鄭玄に質問をぶつつけた。それで『鄭志』に、

趙商問ふ——「甘棠」「行露」の詩は、召伯の功を美めたるに、『箋』は以て「文王と紂との時」と為す（「行露」序の鄭注）。不審なり。召公、何ぞ（この時に）伯と為るを得んや。

答へて曰く——「甘棠」の詩は、召伯なること自ら明らかなり。（この「甘棠」に対して）誰か「文王と紂との間」と云はんや。

とある。

「ところが「行露」の篇となると、その『鄭箋』の内容は、

詩序に「衰乱の俗微へて、貞信の教へ興る」という。もし武王の当時であつたならば、「召南」の徳化に浴すること、まことに久しい。従つて「衰乱の俗（風俗）」はとくに消え去つており、「微ふ」などと言ひ得るはずがない。それで「此れ（「行露」）文王の時」（鄭注）といったのだ。

という意味である。また、その詩序の内容についていえば、「召伯、訟へを聴く」という序文の一句は、後世になつてから序の撰者の考えを書き込んだのであつて、そのためにこのようにいつているのだ。一方、鄭玄のこの答え（前述の趙商に対する答え）は、「甘棠」序の『鄭箋』に所謂「其の伯と為りしときの功（徳化）」が、武王の時を意味することを明らかにしたのである。」

この「甘棠」「何彼禮矣」の二篇は共に武王の時の事であるのに、「召南」という（文王時代の）国風に編入される光榮に恵まれたのは、「甘棠」の場合 第一に、詩が召公に結びつけられる際、その召公がこの詩の主人公になつたため、第二に、その詩が「召伯を美むる」（序）ことを主眼にしていたために、それで即刻「召南」に収録されたのである。

また（「何彼禮矣」の場合）、「王姬」は、天子の皇女の身をもつて、高い地位から降つて低い臣下に嫁ぎながら、婦道

を失わなかったし、「召南」も、多く人間の道義を述べていて、事柄が「王姬」と相似ている。また「王姬」は賢女であり、「召南」も賢人の教化の成果である。また、この詩は武王の時代に作られたので、文王の聖人としての徳化を示す国風（周南）に編入するのは適當でない。以上三つの理由によって、この詩を「召南」に収録したのである。

注(1)『毛詩』大序にいう、「閔雎・麟趾之化、王者之風。故繫之周公。……鶴巢・駒虞之徳、諸侯之風也。先王之所以教、故繫之召公。」

(2) 原文は「不假」に作る。この助字は「不用」「不須」と同類の語。「何用」「何須」「何假」も同様である。

(3) 『毛詩』召南の「鶴巢」序にいう、「鶴巢、夫人之徳也。国君積行累功、以致爵位。」そして、その正義には、文王を「国君」と称していることについて、

未為諸侯、而言「国君」者、「召南」諸侯之風。故以「夫人」「国君」言之。

と解説している。これは、「周南・召南譜」正義のこの部分と相照応する解説である。

(4) この部分、原文は「故鶴巢之序、言国君、以著義於後、皆以常称言之」に作る。「故」という助字の上文の受け方が曖昧であり、その下文は「鶴巢之序、国君」と言ひて、以て義を後に著はす」とも読めるが、それでは文脈が上文とも下文とも接続しないし、また「皆」も唐突になる。とにかく難解な一節だが、今、かりに前注(3)を参考にして訳す。

(5) この一句、原文は「設以爲法」に作る。これは、下文の「正義」に見える鄭玄の張逸に対する答えの文の一句をそのまま利用した表現。

(6) 原文は「詩人之作、各言其志」に作る。『尚書』舜典には「詩言志、歌永言」といい、『礼記』樂記にも「詩、言其志也。歌、咏其声也。舞、動其容也」という。

(7) 原文は、ただ「麟趾閔雎」四字に作る。思ふに、この句は下句の「駒虞之与鶴巢」と対偶表現になつて然るべき個所である。恐らく伝写の際に、誤つて「之与」二字が脱落したのであろう。

(8) 『毛詩』周南の「麟之趾」序にいう、「雖衰世之公子、皆信厚如麟趾之時也。」

(9) 『毛詩』召南の「駒虞」序にいう、「人倫既正、朝廷既治、天下純被文王之化。則庶類蕃殖、蒐田以時。仁如駒虞、則王道成也。」

(10) 原文は「作事可法」に作る。『左伝』襄公三十一年の「文王之行、至今為法、可謂象之。有威儀也。故君子、……作事可法、德行可象、声氣可察。」ないしは「孝經」聖治章の「君子則不然。……德義可尊、作事可法。」をふまえる。

(11) 原文は「垂憲後昆」に作る。『尚書』仲虺之語の「以義制事、以礼制心、垂裕後昆。」ないしは同じく蔡仲之命の「克勤無怠、以垂憲乃後」をふまえる。

(12) 清の孔広林輯『通德遺書所見録』卷六五(毛詩志)には、この鄭玄の張逸に対する答えを、「麟之趾」序の正義に引くそれと同じく、「麟之趾」についての張逸の問いに対する回答ではないか、と推定している。妥当な推定と思われるので、以下これに従う。

(13) 原文は「此、譜於此篇之大略耳」に作る。これについて阮元の「校勘記」は、「案下此字、当作比。形近之譌」という。宜しく従うべきである。

(14) 魏の曹植「求通親親表」に、「蓋堯之為教、先親後疎、自近及遠。」という(『文選』卷三七)。あるいは正義のふまえるところか。

(15) この一句、原文は「自由作不有別」に作る。しかし、このままでは文意が全く通らない。これについて阮元の「校勘記」は指摘していないが、今汲古閣本『毛詩注疏』に拠って「自由作者有別」に改め、これを訳す。

(16) 原文は「采得」に作る。今語の「探的」(採集したもの)と同じ。「採り得た」の意ではない。

(17) 「鶴巢」は、「召南」の巻首にある詩で、「周南」巻首の「閔睦」と対応する篇。その序には「鶴巢、夫人之德也」という。

(18) 「召南」の「羔羊」序にいう、「羔羊、鶴巢之功所致也。召南之國、化文王之政、在位皆節儉正直、德如羔羊也。」なお、現行の「毛詩」は、「致」の上に「所」字がない。今、『正義』に引く所に拠って、この字を補う。

(19) 晋の皇甫謐『帝王世紀』にいう、「文王即位四十二年、歳在鶉火。文王更為受命之元年、始称王矣。」(『史記』周本紀の正義に引く)。

(20) 『毛詩』大序の「王者之風」正義にも、鄭玄のこの答えを引いて次のごとくいう、

『志』(『鄭志』)、張逸問「王者之風、王者当在雅、在風何。」答曰「文王、以諸侯而有王者之化。述其本、宜為風。」(21) この節の注(一)を参照。

(22) 太公望が齊王に封ぜられたことは、『史記』周本紀に「於是封功臣謀士、而師尚父(呂尚)為首封。封尚父於營丘、曰齊。」とある。

また「二伯」については、『礼記』王制に「分天下、以為左右、曰二伯」といい、『孔叢子』居衛篇にも「古之帝王、中分天下、使二公治之。謂之二伯」という。「伯」とは、方伯。すなわち諸侯の長。『礼記』王制の鄭注によれば、武王は、陝（河南省陝県）を中心にして天下を東西に二分し、周公を東の方伯に、召公を西の方伯に任命した、という。

(23) 『鄭志』のこの文、『毛詩』召南の「甘棠」序の正義の引文は、

張逸、以「行露」箋云「当文王与紂之時」、謂此「甘棠」之詩、亦文王時事。故問之云「詩伝」及「案記」、武王即位、乃分周公左、召公右、為二伯。文王之時、不審。召公何得為伯。」答曰「甘棠」之詩、召伯自明。誰云「文王与紂之時」乎。」

に作り、「趙商」が「張逸」となっているだけでなく、前半部分にかなりな異同がある。恐らく「周南召南譜」正義の引文は、右の引文を大幅に簡約化したものであらう。「趙商」と「張逸」は、いずれが正しいのか、今となってはわからない。

（清の孔広林輯『通德遺書所見録』卷六五を参照）

(24) 『毛詩』召南の「行露」序にいう、「行露、召伯聽訟也。衰乱之俗微、貞信之教興。強暴之男、不能侵陵貞女也。」その鄭注には「衰乱之俗微、貞信之教興者、此殷之末世、周之盛德、当文王与紂之時」という。

(25) 『毛詩』召南の「甘棠」序にいう、「甘棠、美召伯也。召伯之教、明於南国。」

(26) 『毛詩』召南の「何彼穠矣」序にいう、「何彼穠矣、美王姬也。雖則王姬、亦下嫁於諸侯、車服不繫其夫、下王后一等。猶執婦道、以成肅雍之德也。」

風之始、所以風化天下、而正夫婦焉。故周公作樂、用之鄉人焉、用之邦国焉。或謂之房中之樂者、后妃夫人、侍御於其君子、女史歌之、以節義序故耳。

風の始めは、天下を風化して、夫婦を正す所以なり。故に周公は樂を作り、之れを郷人に用ひ、之れを邦国に用ふ。或るひと之れを「房中の樂」と謂ふ者は、后妃・夫人、其の君子に侍御するとき、女史之れを歌ひて、以て義序を節するが故のみ。

〔正義〕「或るひと謂ふ」〔或謂〕と云うのは、異説を述べるのである。鄭玄より以前の時代に、この異説を提起し

たものがいた。そんなわけで（鄭玄は）これを解説したのである。

「周南」「召南」という二国風は、后妃が「淑女を得るを樂しみ」、「嫉妬の心無く」、夫人が「徳、鳴鳩（呼子鳥）の如く」、「以て祭祀を承奉す可き」ことを教えており、夫婦に節義を持たせ、妻妾に秩序を保たせる効能がある。従つて、「女史（後宮の礼事をつかさどる女官）之れを歌ひて」諷諭すること切実であれば、后妃・夫人は「以て此の義序（節義と秩序）を節する（きちんと整える）」ようになる。だから、それを用いたまでである。

『毛詩』王風（君子陽陽）に「君子陽陽、左に簧（笙）を執り、右に我を招きて房に由ふ」と言っているが、（この「房」は）路寝（正殿）にある閨房のことである。人君に房中の樂（閨中の音楽）があれば、后妃・夫人にも房中の樂があつたのだし、また后妃・夫人の房中の樂に「周南」「召南」を歌つたのなら、人君の房中の樂でも「周南」「召南」を歌つたのだから、それで『詩譜』の下文に、

路寝（正殿）の常樂は、風の正經（周南）（召南）なり。天子は「周南」を歌ひ、諸侯は「召南」を歌ふ。

といったのであつて、（その鄭玄の見解は）この「或るひと」の説を用いて自分の見解を出したのである。后妃・夫人がこれを用いる場合も、やはり天子の場合と同様であつたに違いない。

魏の王肅は、

「閔雎」より「采芣苢」に至るまで、后妃の房中の樂なり。（毛詩王氏注）（佚文）

といている。王肅は、この「周南」の八篇が、いずれも后妃みずからの事を述べているから、それで后妃の音楽だと判断したのである。そうだとすれば、夫人の房中の樂は、当然「召南」の「鵲巢」「采芣苢」（いずれも「夫人みずからの事」を用いたはずである。鄭玄には何の所説もないが、その見解はやはり同様であつたかも知れない。

注（一）『毛詩』大序の冒頭にいう、「閔雎、后妃之徳也。風之始也。所以風天下而正夫婦也。故用之郷人焉、用之邦国焉。」また「周公作樂」については、『礼記』明堂位に、「周公踐天子之位、以治天下。六年、朝諸侯於明堂、制礼作樂、頒度量、而天

下大服。」という。

(2) 「房中之楽」として「周南」「召南」を用いたことについては、『儀礼』燕礼の「有房中之楽」の鄭注に、「弦歌周南・召南之詩、而不用鍾磬之節也。謂之房中者、后夫人之所諷誦、以事其君子」とある。

(3) 原文は「云言或者」に作る。しかし、これでは文意がわからない。思うに、元來は「云或言者」(「或言」と云ふ者は)、ないしは「云或謂者」(「或謂」と云ふ者は)に作っていたはずである。『正義』の見た『詩譜』の正文が、果して「或言」に作っていたのか、それとも現行本のように「或謂」に作っていたのか、未詳。どちらでも意味に変わりはないが、今、便宜上、後者に従う。

(4) 原文は「故囚」に作る。二字で一語の接続詞。(釈大典『文語解』卷三参照)

(5) 『毛詩』大序にいう、「閔雖、后妃之德也。……是以閔雖樂得淑女、以配君子。」

(6) 『毛詩』周南の「樛木」序にいう、「樛木、后妃逮下也。言能逮下、而無嫉妬之心焉。」

(7) 『毛詩』召南の「鵲巢」序にいう、「鵲巢、夫人之德也。国君積行累功、以致爵位。夫人起家而居有之。德如鳩鳩、乃可以配焉。」

(8) 『毛詩』召南の「采芣」序にいう、「采芣、夫人不失職也。夫人可以奉祭祀、則不失職矣。」但、この詩序には、「奉」の上に「承」字がない。その鄭注に引く序文も、また同じ。この二南譜の『正義』が「承奉」に作るのは、恐らく文章のリズムを整えるために「承」を補って、二字の熟語にしたのであろう。

(9) この『詩譜』の文は佚文であるが、『毛詩』王風の「君子陽陽」の『正義』にもこの文が引かれており、そこでは「譜云、路寢之常樂、風之正經。天子以周南、諸侯以召南」に作って、「正經」の下に「也」字がなく、また「歌」字はいずれも「以」に作っている。(『通德遺書所見録』卷三四) 思うに、この場合、引用文の途中に「也」字があるのは読者を当惑させるが、恐らく元來はこの字があったのであろう。

射礼、天子以騶虞、諸侯以狸首、大夫以采蘋、士以采芣為節。

射の礼、天子は「騶虞」を以ひ、諸侯は、「狸首」を以ひ、大夫は「采蘋」を用ひ、士は「采芣」を以ひて節と為す。

〔正義〕ここに見える諸篇は、「召南」の篇中にある。やはりこの諸篇を音楽に用いたので、このように言ったのである。『礼記』射義に、この文がある。さらに、その鄭注にも、

「騶虞」は、其の「一発五犯」の、賢者を得ること多きを喩ふるを取る。「狸首」(逸詩)は、「小大処まること莫く、君の所に御す」を取る。「采蘋」は、其の「澗に循ひて以て蘋を采る」の、法度に循ひて以て君事を成すを喩ふるを取る。「采芣」は、「夙夜公に在り」を取る。

と説明している。つまり、それぞれその篇の意味するところを取って、みずからの戒めとしたのである。

「節と為す」とは、弓を射る儀式の際の進退が、音楽のリズムに合わせて対応されることをいう。かの『礼記』射義の文では、各詩篇ごとに「節と為す」と言っているが、この『譜』の文は、それを引用して表現を省略したのである。

注(1)『礼記』射義にいう、「其節、天子以騶虞為節、諸侯以狸首為節、卿大夫以采蘋為節、士以采芣為節。」

(2)右の注(1)にあげた『礼記』射義の鄭注にいう、「案官備者、謂騶虞曰壹發五犯、喻得賢者衆多也。……案會時者、謂狸首曰小大莫處、御于君所。案循法者、謂采芣曰于以采蘋、南澗之浜、循澗以采蘋、喻循法度、以成君事也。案不失職者、謂采芣曰被之童童、夙夜在公。」

今無狸首、周衰、諸侯並僭而去之、孔子録詩不得也。為礼案之記者、從後存之、遂不得其次序。

今「狸首」無きは、周衰へ、諸侯並びに僭して之れを去り、孔子詩を録して得ざればなり。礼案の記を為る者、後より之れを存するも、遂に其の次序を得ず。

〔正義〕このようなことを言ったのは、むかし弓を射る儀式の際に四篇もの詩を用いていたながら、そのうち三篇がいずれも「召南」にあるのだから、「狸首」もやはり「召南」にあって然るべきなのに、現在その一篇がないので、そ

れでその事情をはっきりさせたわけである。

「諸侯」が「之れを去て」た理由については、『儀礼』大射の鄭注に、

「狸」の言たる、不來なり。其の詩に、「諸侯の首めて朝せざる者を射る」の言有り。因りて以て篇に名づく。後世之れを失せり。

といっている。そうだとすれば、当時、諸侯は天子に臣服することを肯せず、自分が射られるという「狸首」の歌詞を憎んだので、この詩を棄て去ったわけである。

「礼楽の記を爲る者」とは、正に「礼記」の「射義」篇を記述した撰者のこと。また「狸首」は音楽に合せてうたう歌の曲なので、それで「楽」と熟語にして「礼楽」と言ったのである。

『礼記』射義の鄭注には、

「狸首」は逸詩なり。下に云ふ「曾孫侯氏」是れなり。

といい、その下文（経文）には、

故に『詩』に曰く、「曾孫侯氏、四正具に拳ぐ。大夫君子、凡そ庶士と以に、小大処まること莫く、君の所に御す。以て燕し以て射る。則ち燕く則ち誉れあり。」

という。つまり鄭玄は、この詩句が「狸首」の経文だと判断したのである。

『礼記』射義は、たしかに『詩』を引いてはいるけれども、どこにも「狸首」という文字がないのに、鄭玄が「狸首」だとわかったのは、『礼記』射義が諸侯の射法を説明して右の詩を引き、その下文に更に、

君臣相与に、志を射に尽し、以て礼楽を習はば、則ち安く則ち誉れあるなり。是を以て天子は之れを制し、而して諸侯は焉に務む。（射義）

といつて、諸侯がこの詩を用いて射礼のリズムにしたことを述べているから、この詩が「狸首」の歌詞だとわかった

のである。

なお、『礼記』射義の文に「狸首」という文字がないのは、大ざっぱに「狸首」の歌詞を引用し、充分には表現を行き届かせなかったためである。

注(1)『儀礼』大射の「楽正、命大師曰、奏狸首、間若一」の鄭注。「狸」を「不来」と訓じたのは、「不来」(狸の異名)と「来朝せず」の意を兼ねたからである。鄭注引用の詩に見える「首」は、先頭に立って、という副詞。

(2) 原文は「記作射義者」に作る。「記作」は唐代の俗語で、「作」は「為」と同じく「記」の単なる接尾詞。

(3) 「小大」、原文は誤って「小人」に作る。今、阮元の『校勘記』に従って改める。

周公封魯、死諡曰文公。召公封燕、死諡曰康公。元子世之。

周公は魯に封ぜられ、死して諡まことなされて「文公」と曰ふ。召公は燕に封ぜられ、死して諡されて「康公」と曰ふ。元子、之れを世々にす。

〔正義〕周公が魯(山東省)に封ぜられたこと、召公が燕(河北省)に封ぜられたことは、『史記』にいずれも「世家」があつて、その事実を述べている。⁽¹⁾

『国語』周語(中)は、『毛詩』小雅の「常棣」の詩を引いて、これを「周の文公の詩」だとしている。⁽²⁾これは、周公が「諡されて文と曰ふ」の証拠である。

『毛詩』大雅の「公劉」序に、「召の康公、成王を戒むるなり」という。⁽³⁾これは、召公が「諡されて康と曰ふ」の証拠である。

『毛詩』魯頌の「閟宮」に、「爾なほの元子もとこを建て、乃ち魯公(周公の嫡子の伯禽)に命ず」という。⁽⁴⁾これは、(魯国が)「元子(嫡子)之れを世々にす」の証拠である。

ただ、『史記』燕召公世家には、「召公より以下、九世にして恵公に至る。(燕の恵公は)厲王の時に当たる」という。だとすれば、その世系記録を紛失して、召公の嫡子の名前と諡号がわからなくなったのである。が、封国を後代に伝えたのが召公の嫡子であったことは、まあ推知できる。

注(1)『史記』魯周公世家に「封周公旦於少昊之虛曲阜。是為魯公」といい、同じく燕召公世家に「周武王之滅紂、封召公於北燕」という。

(2)『國語』周語中に周の大夫富辰の諫語を引いて、「周文公之詩曰、兄弟鬩於牆、外禦其侮」といい、その韋昭注に、「文公之詩者、周公旦之所作。棠棣之詩、是也」という。

(3)『毛詩』大雅の「公劉」序にいう、「公劉、召康公戒成王也。」

(4)『毛詩』魯頌の「閟宮」にいう、「王曰叔父、建爾元子、俾侯于魯、大啓爾宇、為周室輔。乃命魯公、俾侯于東、錫之山川、土田附庸。」

(5)『史記』燕召公世家にいう、「自召公已下、九世至恵侯。燕恵侯、當周厲王奔虢共和之時。」

(6)原文は「則是」に作る。上文を承けて断辞をなす助字。(清、劉淇『助字弁略』卷三)

其次子、亦世守采地、在王官。春秋時周公召公、是也。

其の次子、亦た世々采地を守り、王官に在り。春秋の時の周公・召公、是れなり。

〔正義〕『春秋』(經文)僖公九年の「公、宰周公を葵丘に会す」に見える「宰周公」、同じく文公五年の「召伯、来たりて葬に会す」に見える「召伯」は、所謂「春秋の時の周公・召公」である。

『春秋』の経・伝では、いずれも前者を「周公」と言っていて、これを三公だと考えている。だが、どんな爵位であったのかわからない。一方、後者の「召」の国主に対しては「伯」と称している(前述)から、これは伯爵であったのだ。だが、『左伝』では「召公」という場合が多いので、それで鄭玄は「公」と言ったのである。

「其の」周公旦と召公奭の「次子」については、名前も諡号も古典にその明文がない。周の平王（東周の最初の天子）は、西都（鎬京）を秦に下賜した。だとすれば、「春秋の時の周公・召公」は、別に東都（洛陽）において采地を受け、元来の「周」「召」という国名だけを保存したのである。もとの岐周（岐山の南）の地に復帰したわけではない。

王隠の『晋書』地道記（佚書）には「河東郡、垣県（山西省垣曲県。洛陽の北西約一〇〇キロメートル）に召亭有り」という。春秋時代の「周公」の采地は今だにわからないが、『晋書』地道記の記事から推すと、「召公」の采地は、現在、召州（垣曲県）となっている地域が、それである。

鄭玄のこの「周南・召南譜」において、左側に国君の世系がないのは、この譜の場合、「周南」「召南」の詩は周召二公だけに結びついているので、それで最後まで全くこれを記入しなかったのだ。（さらに言えば）「周」「召」それぞれの国君の世系（がないのは）、その歴代の記録が亡佚し、その上この譜では必要とするものでなかったからである。

注（一）『春秋』僖公九年の経にいう、「夏、公会。宰周。公。齊侯。宋子。衛侯。鄭伯。許男。曹伯于葵丘。」その杜預注にいう、「周公、宰孔也。宰、官。周、采地也。……陳留外黃縣東、有葵丘。」

（二）『春秋』文公五年の経にいう、「三月辛亥、葬我小君成風。王使召伯來會葬。」その杜預注にいう、「召伯、天子卿也。召、采地。伯、爵也。」

（三）『春秋』の経・伝において「宰孔」を「周公」と称している例は、このほか、僖公五年『左伝』の「秋、諸侯盟。王使周公召鄭伯曰。僖公九年『公羊伝』の「宰周。公者何。天子之為政者也。」僖公三十年の経「冬、天王使（宰）周公來聘。」同『左伝』の「冬、王使周公闕來聘。」文公十四年『左伝』の「周公闕、与王孫蘇爭政。」「周公將与王孫蘇訟于晋。」の六例がある。（燕京大学図書館『春秋経伝引得』による。）なお、経・伝に所謂「宰周公」の「宰」については、僖公九年『穀梁伝』の范甯注に、「宰、天官冢宰、兼為三公者」という。恐らく『正義』のもとづく所であろう。原文の「謂為」は、「以為」と同じ。

（四）『左伝』では、周初の召康公を「召公」と称する以外、ただ「召公」とだけ称して「召」の国主を指す例はない。しかし『左伝』には、「召武公」（僖十一年）・「召穆公」（僖二十四年に二回）・「召桓公」（宣六年・成八年）・「召戴公」（宣十五年）。

「召莊公」(昭二十二年)・「召簡公」(昭二十四年)等、春秋時代の「召」の国主を「召□公」と称する例が数多く見える。
(4)『春秋経伝引得』による。それで「正義」は、このように言ったのである。

(5)『史記』秦本紀(襄公)にいう、「周避犬戎難、東涉洛邑。襄公、以兵送周平王。平王、封襄公為諸侯、賜之岐以西之地。」

(6)『旧唐書』地理志(二)、「絳州」の「垣県」の条には、「武徳元年、改為邵州。……九年、省邵州」とい、『新唐書』地理志(三)の「垣県」の条には、「武徳元年、曰邵州。……貞観元年、州廢」といふ。だとすると、「正義」に「今為召州」といふが、その「今」とは、嚴密にいえば、武徳元年(六一八)から、武徳九年(六二〇)ないし翠貞観元年(六二七)までの間に当たることになる。

『毛詩正義』が完成した貞観十六年(六四二)より十数年以上も遡った時期である。

(7)『詩譜』の体裁については、鄭玄「詩譜」序の結びの部分、およびその正義を参照。(この部分の正義の訳は、拙稿「詩譜序正義訳注」にある。)

(8)『毛詩』大序にいう、「閔雎麟趾之化、王者之風。故繫之周公。……鵲巢駟虞之徳、諸侯之風也。……故繫之召公。」

(9)この一句、原文は「故終言之」四字に作る。しかし、このままでは前後の文と文脈が全くつながらない。もともとは「言」の上に「不」字があつたのであろう。今、これを補つて訳す。

問者曰、周南之詩、為風之正經、則然矣。自此之後、南国諸侯、政之興衰、何以無變風。

答曰、陳諸國之詩者、將以知其欠失、省方設教、為黜陟。時徐及吳楚、僭号称王、不承天子之風。今棄其詩、夷狄之也。

問ふ者曰く、「周南」「召南」の詩、風の正經為るは、則ち然らん矣。此れよりの後、南国の諸侯、政の興衰あるに、何を以て變風無きか、と。

答へて曰く、諸國の詩を陳する者は、將に以て其の欠失を知り、方を省て教へを設け、黜陟を為さんとするなり。時に徐及び吳・楚、僭号して王と称し、天子の風を承けず。今其の詩を棄てしは、之れを夷狄とすればなり、と。

(3) 鄭玄の「商頌譜」にいう、「問者曰、列國政衰、則變風作。」なお、この「問者」の言は、さらには『毛詩』大序の「至于王道衰、礼儀廢、政教失、国異政、家殊俗、而變風麥雅作矣」にもとづく。

(4) 『礼記』檀弓(下)のこの文は、かなり省略した引用。その鄭注には、「時、徐僂称王、自比天子」といい、また「駒王、徐先君僂号。容居、其子孫也」という。

其余江黄六蓼之属、既驅陷於彼俗。又亦小国猶邾滕紀莒之等、夷其詩、蔑而不得列於此。

其の余、江・黄・六・蓼の属は、既に驅られて彼の俗に陥る。又た亦た小国に猶ほ邾・滕・紀・莒の等あるも、

其の詩を夷とし、蔑みて此(国風)に列するを得ず。

〔正義〕『春秋』(經文)の文公四年に「楚人、江を滅ぼす」とあり、僖公十二年に「楚人、黄を滅ぼす」とあり、文公五年に「楚、六并びに蓼を滅ぼす」とあるように、(江・黄・六・蓼の四小国は)最後には楚の軍勢に滅ぼされてしまった。このことが、鄭玄の所謂「驅逼てられて悪俗に陥る」災難を被った事実である。「既に驅られて彼の俗に陥る」ことになった以上、(前述の「僂号して王と称し」た諸侯の場合と)同様に天子は彼等を昇格も降職もさせることができない。

さらにその上に、小国は政治も教化もせこせこしている。だから「其の詩を夷(夷狄あつかい)し、これを輕蔑して国風に列することができなかった」のである。邾(山東省鄒縣一帶)・滕(山東省滕縣一帶)・紀(山東省寿光縣一帶)・莒(山東省莒縣一帶)は、そうした春秋時代の小国であるから、やはりその詩を収録しなかったのであって、単に南方の小国ばかりではなかったのである。

国風の詩がある魏(山西省南部)および檜(河南省密縣一帶)・曹(山東省曹州縣一帶)は、当時小国ながらも邾や莒よりは大きかったのだ、その詩を収録される資格を得たのだ。春秋の時代、燕(河北省一帶)や蔡(河南省中部)といった国など、国土が大きいのに国風に詩が入っていないことについては、三国呉の薛綜が韋昭に答えて、「あるいは当時詩

が作られなかったか、それとも詩はあっても収録するに値しなかったか、どちらかだ」といつている。⁽¹⁾

注 (1) 「江」国は、元來は楚の与国であつて、今の河南省息県附近。

(2) 原文は、ただ「滅黄」二字に作るが、その主語は、上文の文公四年の経文と同じく「楚人」。「黄」国も「江」国と同様に元來は楚の与国であつて、今の河南省潢川県附近。

(3) 『正義』原文は「楚滅六并蓼」に作る。しかし「春秋」文公五年には、「秋、楚成大心仲婦、帥師滅六。冬、楚公子變滅蓼。」となつてゐる。『正義』の引文は、その省略した引用。「六」国は、今の安徽省六安県、または舒城县の附近。「蓼」国は、今の安徽省霍丘県の附近。

(4) 薛綜のこの語の出所は未詳。あるいは『隋書』經籍志に見える呉の韋昭・朱育等撰『毛詩答難問』七卷(七)であつたか。
(一九八二・一一・八稿)

〔附記〕本稿は、昨年三月、私が発表した「詩譜序正義訳注」(『文学研究』第七九輯)につづく研究成果であつて、前稿と同様、私が主宰する九州大学の大学院輪読会において、中国文学の若い研究者たちが順次まとめ上げた訳注稿に對し、このほど私が逐一それに添削補訂の筆を加えたものである。

なお、この「周南召南譜」の部分の解説を担当し、その訳注稿の撰述に当たつた研究者は、大学院博士過程の福満正博君(現山梨県立女子短大講師)・甲斐勝二君、修士課程の宮野直也君である。また異本の調査など、この訳注に協力して下さつたのは、京都大学人文科学研究所の勝村哲也助教授、九州大学文学部の愛甲弘志助手であつた。併せて感謝の意を表する。